

## 地域生活支援拠点等の整備について

### 1 制度の概要

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能（「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としており、整備手法としては各機能を一か所に集約する「多機能型」と、専門性を有する事業所に各機能を分散させる「面的整備型」の二類型があります。

整備時期については、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）において、平成29年度末（第4期障害福祉計画期間）までに各市町村又は障害保健福祉圏域に少なくとも一つ整備することとされてきました。ただし、同期間中に整備に向けた取り組みが全国的に進まなかったため、令和2年度末（第5期障害福祉計画期間）まで引き続き整備目標とされました。なお、第6期障害福祉計画（令和5年度末まで）では、機能の充実を図ることが目標とされています。

### 2 本市の現状

以上のとおり、地域生活支援拠点等は、障がい福祉における新しい施設やサービスではなく、既存の施設やサービスを有効に連携させ、地域の障がい者の様々な課題に対応する地域のネットワークです。本市としては、このネットワークが機能するためには、「相談」機能をもっとも重要であると考え、令和3年4月に障がい者基幹相談支援センターを設置し、各相談支援事業所との連携体制を整えました。現在も、基幹相談支援センターを中心として、医療、介護、教育、雇用等各関係機関に相談支援や地域生活支援拠点等の周知、働きかけを行い、ケア会議の実施等実際の支援の場においても連携を強化しています。

（整備済みの機能）

「相談」

「地域の体制づくり」

（今後とくに拡充を目指す機能）

「専門的人材の養成」…基幹相談支援センターが自立支援協議会事務局を担っているため、コロナ禍で中断している協議会主催研修の実施をもって機能充実を図る。

「緊急時受け入れ」

「体験の機会・場」

### 3 今後の予定

「専門的人材の養成」機能については、コロナ禍で中断している自立支援協議会主催の研修を継続的に実施することを考えています。

「緊急時受け入れ」機能、「体験の機会・場」機能については、施設、グループホームを中心とした事業所の協力が不可欠です。地域生活支援拠点等の機能を担い、受け入れを行った場合には加算の算定ができますが、事業所には運営規程の変更、拠点等の機能を担う事業所として届出を行っていただく必要があります。このため、手続きに関して「地域生活支援拠点等事業実施要綱」を年度末までに定め、新年度6月までに事業所説明会を実施することを想定しています。

(スケジュール)

令和5年3月末 要綱制定(4月1日施行)

令和5年5月末 事業所説明会実施

事業所説明会后、機能を担う事業所に運営規程の変更、静岡県への指定変更、本市への事業所登録の手続き開始。

令和6年3月末 登録された事業所の一覧を本市ホームページに掲載